

京都市建築物における排水槽の構造、維持管理等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の処理区域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。）内において、建築物に設置する排水槽の構造、維持管理の基準その他必要な事項を定めることにより、排水槽からの悪臭の発生を防止するとともに、汚泥その他の廃棄物を適正に処理し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水槽 自然流下によっては直接公共下水道に排出できない排水を排水ポンプで排出するために、一時的に当該排水を貯留する槽、排水ポンプその他の設備を総称していう。
- (2) 汚水槽 排水槽のうち、汚水（し尿を含む排水をいう。以下同じ。）の貯留を目的とするものをいう。
- (3) 雑排水槽 排水槽のうち、雑排水（し尿を含まない排水をいう。以下同じ。）の貯留を目的とするものをいう。
- (4) 混合槽 排水槽のうち、汚水と雑排水を併せて貯留することを目的とするものをいう。
- (5) 湧水槽 排水槽のうち、地下階に生じる湧水の貯留を目的とするものをいう。
- (6) 雨水槽 排水槽のうち、雨水の貯留を目的とするものをいう。
- (7) 電子データ 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(基本方針)

第3条 公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、第1条の目的を達成するため、排水槽の設置又は改築をしようとする者（以下「設置等予定者」という。）又は排水槽を設置した者（以下「設置者」という。）に対し、排水槽の構造、維持管理の基準その他必要な事項に関する指導を行うものとする。

(構造の基準)

第4条 排水槽の構造は、下水道法第10条第3項、下水道法施行令第8条及び「排水槽の設計指針」によるほか、管理者が別に定める基準によらなければならない。

(事前協議)

第5条 設置等予定者は、排水槽の構造が前条に定める基準に適合するものであることについて、建築基準法第6条、第6条の2及び第6条の3に基づく建築確認

申請の前に、管理者と事前協議をしなければならない。

(設計協議)

第6条 設置等予定者は、排水槽の構造が第4条に定める基準に適合するものであることについて、京都市公共下水道事業条例第5条第1項及び京都市特定環境保全公共下水道事業条例第7条第1項に基づく排水設備工事に係る確認申請の前に、管理者と設計協議を行い、確認を受けなければならない。

2 設置等予定者は、設計協議を行うに当たり、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 排水槽設計協議申請書（第1号様式）
- (2) 排水槽一覧表（第2号様式）
- (3) 位置図（付近見取図に位置を明記したもの及び下水道法第23条に定める公共下水道台帳（カラー））
- (4) 計算書（排水槽の容量計算及び排水ポンプの計算）
- (5) アイソメ図
- (6) 排水槽の構造図（平面図及び断面図）
- (7) 配管図（平面図及び系統図）
- (8) 排水ポンプの型式（排水量、揚程、出力、消費電力及び性能曲線図等）
- (9) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、設計協議の確認をしたときは、排水槽設計協議済通知書（第3号様式）により、当該確認をした旨を設置等予定者に通知する。

(完成報告等)

第7条 設置等予定者は、排水槽が完成したときは、次に掲げる書類を速やかに管理者へ提出しなければならない。

- (1) 排水槽完成報告書（第4号様式）（紙及び電子データ）
- (2) 前条第2項に掲げる書類の写し（電子データ）
- (3) 排水ポンプ設置後の写真（電子データ）

2 前項各号に掲げる電子データについては、記録媒体（CD-R又はDVD-R等をいう。以下同じ。）による提出を原則とし、ウイルス対策を実施のうえ、作成年月、建物名称、申請場所、申請者名、京都市指定下水道工事業者名を記録媒体に記載しなければならない。

3 設置等予定者は、管理者が必要と認めるときは、管理者が実施する排水槽の完成検査に応じなければならない。

(排水槽の清掃、維持管理の基準)

第8条 設置者は、排水槽の維持管理を行う者（以下「維持管理責任者」という。）を定め、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び排水槽設計協議申請書（第1号様式）の記載事項に基づき、当該排水槽の清掃及び維持管理を適正に行わ

なければならない。

- 2 維持管理責任者は、次に掲げる基準により排水槽の清掃を行うものとする。
 - (1) 排水槽は、定期的に清掃を行い、常に清潔良好な状態を保つこと。また、排水の水質、排水量、排水槽の容量等に応じて清掃の回数を増やすこと。
 - (2) 排水管及び通気管については、必要に応じて内部の異物を除去すること。
 - (3) 阻集器が設置されている場合については、使用日ごとに捕集物を除去し、常に清潔良好な状態を保つように清掃すること。
 - (4) 前各号に規定する排水槽の清掃に当たっては、除去物質の飛散及び悪臭の発散防止、消毒等に配慮するとともに槽内の換気等を行い、作業中の事故防止に努めること。
 - (5) 清掃に薬品を用いるときは、下水道施設の機能を阻害し、又は損傷することのないよう留意すること。
- 3 設置者は、排水槽の清掃時に発生する汚泥、スカム等（以下「廃棄物」という。）を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により処理するものとする。
 - (1) 汚水槽及び混合槽の清掃時に発生する廃棄物 一般廃棄物とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行令第3条の規定による方法
 - (2) 雑排水槽の清掃時に発生する廃棄物 産業廃棄物とし、法施行令第6条の規定による方法
- 4 設置者は、前項に定める廃棄物の処理を第三者に委託するときは、次のとおり行うものとする。
 - (1) 前項第1号に定める廃棄物の処理 法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。
 - (2) 前項第2号に定める廃棄物の処理 法第14条第1項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。
- 5 設置者は、次に掲げる基準により排水槽の維持管理を行うものとする。
 - (1) 排水槽については、下記の表に掲げる点検項目について点検を行い、必要に応じて補修等を行うこと。ただし、阻集器については、使用日ごとに点検を行うこと。

排水槽の種類等	点検項目
排水槽	ア. 浮遊物及び沈殿物の状況 イ. 壁面等の損傷、亀裂及びさびの発生状況 ウ. マンホールの密閉状況 エ. 害虫の発生状況 オ. 悪臭の有無
満減水警報装置	ア. 作動状況 イ. 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
フロートスイッチ又は電極式制御装置	ア. 作動状況 イ. 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
タイマー	作動状況
排水ポンプ	作動状況 揚水量
フロート弁	作動状況
排水管及び通気管	損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無
防虫網	損傷、さび、腐食、詰まりの有無
阻集器	沈殿物量、浮遊物量及び詰まりの状況
トラップ	ア. 封水深 イ. 沈殿物及びスケールの有無 ウ. 悪臭の有無
ばっ気装置、攪拌装置又は排水用補助ポンプ	作動状況
洗浄設備	作動状況

- (2) 排水槽からの悪臭の発生が予想される場合は、当該排水槽における汚水の貯留時間を2時間以内に設定すること。
- (3) ばっ気装置、攪拌装置又は排水用補助ポンプ（スラリーポンプ）については、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗等を防止するため、連続運転又は1時間以内の間欠運転とすること。
- (4) 排水槽の正常な機能を阻害する物を、槽内に投入又は流入させないように注意すること。
- (5) 汚水の滞留時間を可能な限り短縮するために、排水ポンプの起動水位をできるだけ低く設定すること。
- (6) 次の書類を記録し、いつでも利用可能な状態に整理しておくとともに、次に定める期間保存しておくこと。
 - ア 排水槽申請に係る書類 当該排水槽を撤去するまでの期間
 - イ 排水槽の清掃、機器の点検修理等の記録簿 当該記録簿作成の日から5年間

（臭気に関する指針値）

第9条 設置者は、排水槽に貯留する排水を排除しようとするときは、悪臭の発生を防止するため、次の各号に掲げる物質の濃度を常に計測し、当該各号に定める指針値に適合するようにしなければならない。

- (1) 排水時の吐出管の流末に設けるますの内部の空気に含まれる硫化水素 10 p p m以下
- (2) 排水時の吐出管の流末に設けるますの内部の排水 1 Lに含まれる硫化水素 2 m g 以下

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱施行前の排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準に規定する様式は、当分の間、これを使用することができる。

(関係基準等の廃止)

3 次に掲げる基準及び注意事項は廃止する。

- (1) 排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準（昭和55年9月10日施行）
- (2) 排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準 第5条 排水槽の維持管理基準 排水槽等の維持管理における注意事項（平成2年3月施行）
- (3) 排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準の運用における注意事項（平成2年3月施行）
- (4) 排水槽指導基準の協議手続き等（平成2年3月8日施行）

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第 1 号様式)

排水槽設計協議申請書

(あて先)
京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電 話

1 下記により排水槽を設置したいので、京都市建築物における排水槽の構造、維持管理等に関する要綱第 6 条の定めにより、設計協議の申請を致します。
この申請に関する一切の権限を代理申請者に委任します。

申 請 場 所				
建 物 名 称		建築用途		
		排水槽に係る下水の種類	汚水 ☐	雑排水 ☐
代 理 申 請 者	住所 氏名 電話			
元 請 建 築 業 者	住所 氏名 電話			
京 都 市 指 定 下 水 道 工 事 業 者	住所 氏名 電話			

2 この申請に関して、以下の内容について誓約します。
上記の申請場所に計画する排水槽は、京都市上下水道局の定めた「京都市建築物における排水槽の構造、維持管理等に関する要綱」の規定を順守し排水槽等に係る臭気（悪臭）公害等を起こさないよう、当方にて適正な維持管理に努め貴局並びに付近住民にご迷惑をかけないことを確約致します。また、浸水のおそれのある道路面より低い地下構造部分についても、当方にて十分な対策を講じます。

(添 付 書 類)

- ①排水槽一覧表（第 2 号様式）
- ②位置図（付近見取図に位置を明記したもの及び
下水道法 2 3 条に定める公共下水道台帳（カラー））
- ③計算書（排水槽の容量計算及び排水ポンプの計算）
- ④アイソメ図
- ⑤排水槽の構造図（平面図及び断面図）
- ⑥配管図（平面図及び系統図）
- ⑦排水ポンプの型式（排水量、揚程、出力、消費電力及び性能曲線図等）
- ⑧その他管理者が必要と認める書類

受 付 欄	印
年 月 日	
設 計 協 議 番 号	—

(第2号様式)

排水槽一覧表

汚水槽 () 雑排水槽 () 混合槽 () 湧水槽 () 雨水槽 ()									
排水槽	種 類	排水槽の寸法			釜場の寸法		底勾配	ポンプ 停止水位 (m)	有効容量 (m³)
		縦 (m)	横 (m)	高さ (m)	縦 (m) × 横 (m) × 深さ (m)				

排水ポンプ	種 類	排水量 (リットル／分)	口径 (mm)	揚程 (m)	出力 (kW)	台	ポンプ制御方法	備考

排水槽設計協議済通知書

上下管第 号
年 月 日

住所

申請者氏名
電話

京都市公営企業管理者上下水道局長

下記による排水槽の設置に係る、京都市建築物における排水槽の構造、維持管理等に関する要綱第6条の定めによる設計協議を終えたので通知します。

申請場所				
建築物名称		建築用途		
		排水槽に係る下水の種類	汚水 ☐	雑排水 ☐
代理申請者	住所 氏名 電話			
元請建築業者	住所 氏名 電話			
京都市 指定下水道 工事業者	住所 氏名 電話			

設計協議番号

—

排水槽完成報告書

(あて先)
京都市公営企業管理者
上下水道局長

年 月 日

住所
申請者 氏 名
電 話

下記のとおり、京都市建築物における排水槽の構造、維持管理等に関する要綱第 7 条の定めにより、設計協議を行った排水槽の設備が完成しましたので報告を致します。

申請場所				
建築物名称		建築用途		
		排水槽に係る下水の種類	汚水 ☐	雑排水 ☐
所有者	住所			
	氏名	電話		
京都市指定下水道工事業者	住所			
	氏名	電話		
排水槽維持管理責任者	住所			
	氏名	電話		

- (添付書類)
- ①設計協議時の提出書類一式の写し（電子データ）
 - ②排水ポンプ設置後の写真（電子データ）

受付欄	印
年 月 日	
設計協議番号	—